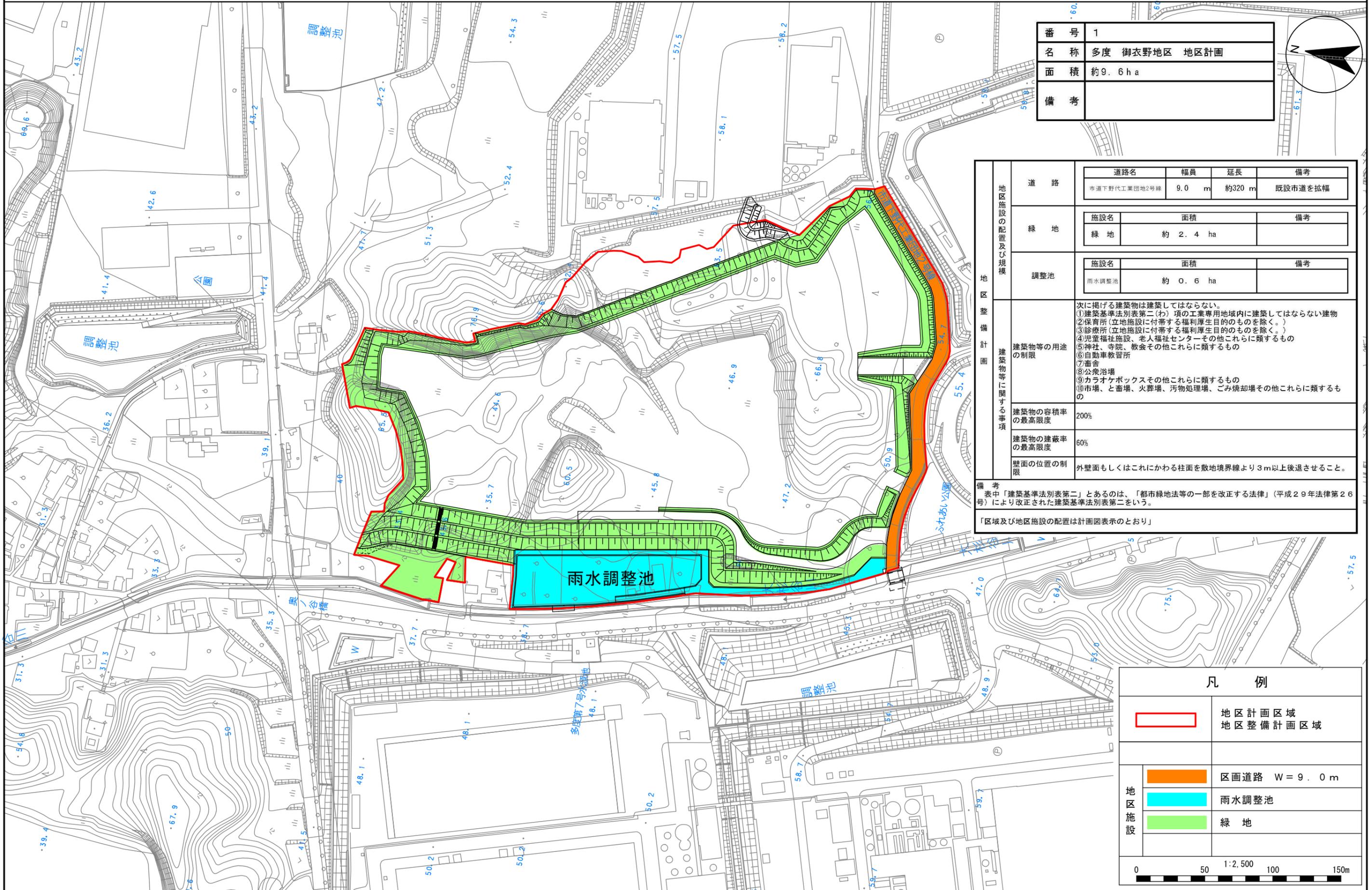
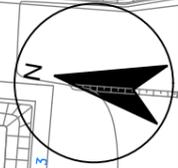


計画図 (地区整備計画図)



番号	1
名称	多度 御衣野地区 地区計画
面積	約9.6ha
備考	



地区施設の配置及び規模	道路	<table border="1"> <tr> <th>道路名</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>市道下野代工業団地2号線</td> <td>9.0 m</td> <td>約320 m</td> <td>既設市道を拡幅</td> </tr> </table>	道路名	幅員	延長	備考	市道下野代工業団地2号線	9.0 m	約320 m	既設市道を拡幅
	道路名	幅員	延長	備考						
	市道下野代工業団地2号線	9.0 m	約320 m	既設市道を拡幅						
緑地	<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>緑地</td> <td>約 2.4 ha</td> <td></td> </tr> </table>	施設名	面積	備考	緑地	約 2.4 ha				
施設名	面積	備考								
緑地	約 2.4 ha									
調整池	<table border="1"> <tr> <th>施設名</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>雨水調整池</td> <td>約 0.6 ha</td> <td></td> </tr> </table>	施設名	面積	備考	雨水調整池	約 0.6 ha				
施設名	面積	備考								
雨水調整池	約 0.6 ha									
建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 ①建築基準法別表第二(わ)項の工業専用地域内に建築してはならない建物 ②保育所(立地施設に付帯する福利厚生目的のものを除く。) ③診療所(立地施設に付帯する福利厚生目的のものを除く。) ④児童福祉施設、老人福祉センターその他これらに類するもの ⑤神社、寺院、教会その他これらに類するもの ⑥自動車教習所 ⑦畜舎 ⑧公衆浴場 ⑨カラオケボックスその他これらに類するもの ⑩市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの									
建築物の容積率の最高限度	200%									
建築物の建蔽率の最高限度	60%									
壁面の位置の制限	外壁面もしくはこれにかわる柱面を敷地境界線より3m以上後退させること。									

備考
表中「建築基準法別表第二」とあるのは、「都市緑地法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第26号)により改正された建築基準法別表第二をいう。

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

凡 例	
	地区計画区域 地区整備計画区域
	区画道路 W = 9.0 m
	雨水調整池
	緑地

0 50 100 150m